

## 委任状

(確認申請・中間検査申請・完了検査申請・仮使用認定申請用)

私は下記の者を代理人と定め、日本ERI株式会社に対する申請に関する手続き及び交付される文書の受領の権限を委任します。

### 記

委任する業務 (該当項目をチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 確認申請業務 <input type="checkbox"/> 中間検査申請業務 <input type="checkbox"/> 完了検査申請業務 <input type="checkbox"/> 仮使用認定申請業務	
建築物等の名称	邸新築工事	
敷地の地名地番	<div style="border: 1px solid red; height: 20px; width: 100%;"></div>	
委任先	(氏名)	<div style="border: 1px solid red; height: 20px; width: 100%;"></div>
	(会社名)	<div style="border: 1px solid red; height: 20px; width: 100%;"></div>
	(住所)	<div style="border: 1px solid red; height: 20px; width: 100%;"></div>

平成 年 月 日

住所

建築主住所氏名

氏名

印

## 確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

申請にあたっては、日本ERI株式会社確認検査業務約款を遵守します。

指定確認検査機関

日本ERI株式会社 御中

平成 年 月 日

申請者氏名 建築主住所氏名  
※法人の場合は代表者 印 印

設計者氏名 印

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 ERI 号			第 ERI 号
係員印			係員印

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】  
【ロ. 氏 名】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 住 所】  
【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資 格】 ( 一級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 201473 号  
【ロ. 氏 名】 二階堂 競  
【ハ. 建築士事務所名】 ( 一級 ) 建築士事務所 ( 東京都 ) 知事登録第 55477 号  
良禅一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 192-0351  
【ホ. 所 在 地】 東京都八王子市東中野 215-2  
【ハ. 電話番号】 042-682-2863 【ファックス番号】 042-682-2863

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資 格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏 名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所 在 地】  
【ハ. 電話番号】

基本的には、工務店様の建築士が設計者になります  
※申請など実務は全て此方で行います

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資 格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏 名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所 在 地】  
【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資 格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏 名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所 在 地】  
【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資 格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏 名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所 在 地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

---

**【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】**

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏 名】

【ロ. 勤 務 先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所 在 地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏 名】

【ロ. 勤 務 先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所 在 地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏 名】

【ロ. 勤 務 先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所 在 地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏 名】

- 【ロ.勤務先】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.所在地】
- 【ホ.電話番号】
- 【ヘ.登録番号】
- 【ト.意見を聴いた設計図書】

---

**【5. 工事監理者】**

(代表となる工事監理者)

- 【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】

基本は工務店様の建築士

(その他の工事監理者)

- 【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】

- 
- 【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
  - 【ロ.氏名】
  - 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】

- 
- 【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
  - 【ロ.氏名】
  - 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】

---

**【6. 工事施工者】**

- 【イ.氏名】
- 【ロ.営業所名】 建設業の許可 ( ) 第 ( 般 ) 号

- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.所在地】
- 【ホ.電話番号】 0

施工者の情報になります

---

**【7. 構造計算適合性判定の申請】**

申請済 ( )

未申請 ( )

申請不要

---

**【8. 備考】** 前野 雅和様邸新築工事

---

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内 (  市街化区域  市街化調整区域  区域区分非設定 )  
 準都市計画区域内  都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】  防火地域  準防火地域  指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道 路】

【イ. 幅 員】 m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( 202.25 m<sup>2</sup> ) ( ) ( ) ( ) ( )

(2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 ( 準工業地域 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

( 200% ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

( 60% ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 202.25 m<sup>2</sup>

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60%

【チ. 備 考】

【8. 主要用途】 (区分 08010 ) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕  大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築面積】 ( 78.94 m<sup>2</sup> ) ( ) ( 78.94 m<sup>2</sup> )

【ロ. 建蔽率】 39.04%

【11. 延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( 144.57 m<sup>2</sup> ) ( ) ( 144.57 m<sup>2</sup> )

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 自動車車庫等の部分】 ( 2.20 m<sup>2</sup> ) ( ) ( 2.20 m<sup>2</sup> )

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ト. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【チ. 自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【リ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ス. 住宅の部分】 ( 142.37 m<sup>2</sup> ) ( ) ( 142.37 m<sup>2</sup> )

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【7. 延べ面積】 142.37 m<sup>2</sup>

【7. 容積率】 70.40%

---

**【12. 建築物の数】**

【イ. 申請に係る建築物の数】 1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0

---

**【13. 建築物の高さ等】** (申請に係る建築物 ) (他の建築物 )

【イ. 最高の高さ】 ( 8.550m ) ( )

【ロ. 階数】 地上 ( 2 ) ( )

地下 ( 0 ) ( )

【ハ. 構造】 木造 一部造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

---

**【14. 許可・認定等】** 開発行為 許可 金土木収第 9009 号 平成 5 年 3 月 24 日

---

**【15. 工事着手予定年月日】** 平成 年 月 日

**【16. 工事完了予定年月日】** 平成 年 月 日

---

**【17. 特定工程工事終了予定年月日】** (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

---

**【18. その他必要な事項】**

---

**【19. 備考】**

---



## 建築物別概要

<b>【1. 番号】</b> 1			
<b>【2. 用途】</b>	(区分 08010 )	一戸建ての住宅	
	(区分 )		
	(区分 )		
	(区分 )		
	(区分 )		
<b>【3. 工事種別】</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替			
<b>【4. 構造】</b>	木	造	一部 造
<b>【5. 耐火建築物等】</b>			
<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (イー1) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (イー2) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (ロー1)			
<input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (ロー2) <input type="checkbox"/> 耐火構造建築物 <input type="checkbox"/> 特定避難時間倒壊等防止建築物 <input checked="" type="checkbox"/> その他			
<b>【6. 階数】</b>			
【イ. 地階を除く階数】 2			
【ロ. 地階の階数】 0			
【ハ. 昇降機塔等の階の数】			
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】			
<b>【7. 高さ】</b>			
【イ. 最高の高さ】 8.550m			
【ロ. 最高の軒の高さ】 6.300m			
<b>【8. 建築設備の種類】</b> 電気、ガス、給排水、火災報知器			
<b>【9. 確認の特例】</b>			
【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
【ハ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】			
第 3 号			
【ニ. 建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号】			
第 号			
【ホ. 建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該認証番号】			
<b>【10. 床面積】</b>			
	(申請部分 )	(申請以外の部分 )	(合計 )
<b>【イ. 階別】</b>	( 2階 ) ( 71.15 m <sup>2</sup> )	( ) ( )	( 71.15 m <sup>2</sup> )
	( 1階 ) ( 73.42 m <sup>2</sup> )	( ) ( )	( 73.42 m <sup>2</sup> )
	( 階 ) ( )	( ) ( )	( )
	( 階 ) ( )	( ) ( )	( )
	( 階 ) ( )	( ) ( )	( )
	( 階 ) ( )	( ) ( )	( )
<b>【ロ. 合計】</b>	( 144.57 m <sup>2</sup> )	( ) ( )	( 144.57 m <sup>2</sup> )
<b>【11. 屋根】</b> 日本瓦			
<b>【12. 外壁】</b> 窯業系無塗装サイディング t=14mm 弾性リシン吹付 防火認定 NM-9341			
<b>【13. 軒裏】</b> ケイカル板 t=4mm EP 塗装			
<b>【14. 居室の床の高さ】</b> 579mm			
<b>【15. 便所の種類】</b> 水洗			
<b>【16. その他必要な事項】</b>			
<b>【17. 備考】</b>			

建築物の階別概要

---

【1. 番号】 1

---

【2. 階】 2

---

【3. 柱の小径】 105mm × 105mm

---

【4. 横架材間の垂直距離】 2560mm

---

【5. 階の高さ】

---

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2500mm

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

---

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	( 08010 )	( 一戸建ての住宅 )	( 71.15 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

---

【8. その他必要な事項】

---

【9. 備考】

---

建築物の階別概要

---

【1. 番号】 1

---

【2. 階】 1

---

【3. 柱の小径】 105mm × 105mm

---

【4. 横架材間の垂直距離】 2660mm

---

【5. 階の高さ】 2960mm

---

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2600mm

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

---

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	( 08010 )	(一戸建ての住宅)	( 73.42 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

---

【8. その他必要な事項】

---

【9. 備考】

---

建築物独立部分別概要

---

【1. 番号】1

---

【2. 延べ面積】

---

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 ( ) 地下 ( )

【ニ. 構造】 造 一部 造

---

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

---

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

---

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )

その他のプログラム

---

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8. 備考】

---

(注意)

#### 1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

#### 2. 第一面関係

- 1) 申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2) ※印のある欄は記入しないでください。

#### 3. 第二面関係

- 1) 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 2) 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- 3) 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- 4) 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
- 5) 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 6) 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- 7) 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 8) 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 9) 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
- 10) 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、8欄に記入してください。

#### 4. 第三面関係

- 1) 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- 2) 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合にお

いては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。

- 3) 4 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- 4) 5 欄は、建築物の敷地が存する3 欄及び4 欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- 5) 6 欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- 6) 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第5 2条第1 項第1 号から第6 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第5 3条第1 項第1 号から第6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。  
「イ」(2)は、同法第5 2条第1 2項の規定を適用する場合において、同条第1 3項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- 7) 7 欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- 8) 7 欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- 9) 建築物の敷地が、建築基準法第5 2条第7 項若しくは第9 項に該当する場合又は同条第8 項若しくは第1 2項の規定が適用される場合においては、7 欄の「へ」に、同条第7 項若しくは第9 項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8 項若しくは第1 2項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- 10) 建築物の敷地について、建築基準法第5 7条の2 第4 項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7 欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- 11) 建築物の敷地が建築基準法第5 3条第2 項若しくは同法第5 7条の5 第2 項に該当する場合又は建築物が同法第5 3条第3 項、第5 項若しくは第6 項に該当する場合においては、7 欄の「ト」に、同条第2 項、第3 項、第5 項又は第6 項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- 12) 8 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- 13) 9 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 14) 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第6 8条の9 第1 項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、1 1 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床

面積を記入してください。

- 15) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- 16) 11欄の「ヲ」の延べ面積及び「ワ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ワ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。
  - (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
  - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
  - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
  - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
  - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- 17) 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。
- 18) 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- 19) 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- 20) 13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 21) 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 22) 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。
- 23) 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ワ」は、百分率を用いてください。
- 24) 建築基準法第86条の7又は同法第86条の8の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。
- 25) ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。
- 26) 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

## 5. 第四面関係

- 1) この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
- 2) この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- 3) 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 4) 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- 5) 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 6) 5欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物（イ-1）」（建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。）、「準耐火建築物（イ-2）」（同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物（準耐火建築物（イ-1）に該当するものを除く。）をいう。）「準耐火建築物（ロ-1）」（同法施行令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「準耐火建築物（ロ-2）」（同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「耐火構造建築物」（同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）をいう。）、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。
- 7) 6欄の「ハ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
- 8) 6欄の「ニ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- 9) 8欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
- 10) 9欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 11) 9欄の「ハ」は、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。
- 12) 9欄の「ホ」は、当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ニ」（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
- 13) 10欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- 14) 14欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- 15) 15欄は、「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。
- 16) ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、16欄又は別紙に記載して添えてください。
- 17) 申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、17欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- 18) 計画の変更申請の際は、17欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。



い。

## 6. 第五面関係

- 1) この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- 2) この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- 3) 1欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- 4) 3欄及び4欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- 5) 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 6) 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 7) ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。
- 8) 計画の変更申請の際は、9欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

## 7. 第六面関係

- 1) この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。
- 2) 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 3) 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- 4) 3欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- 5) 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 6) 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- 7) 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- 8) 計画の変更申請の際は、8欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。

## 別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舍	08040
下宿	08050
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
幼稚園	08070
小学校	08080
中学校又は高等学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所	08190
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	08210
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420

堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590
個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
その他	08990

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の四関係）（A 4）

※ 受 付 欄	日本ERI株式会社	※ 確認済証 番号
		平成 年 月 日
		第ERI 号

## 建築計画概要書（第一面）

### 建築主等の概要

#### 【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】  
【ロ. 氏 名】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 住 所】

建築確認申請書と1面同じ

#### 【2. 代理者】

【イ. 資 格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 201473 号  
【ロ. 氏 名】 二階堂 競  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 55477 号  
良禅一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 192-0351 【ホ. 所在地】 東京都八王子市東中野 215-2  
【ヘ. 電話番号】 042-682-2863

#### 【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資 格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏 名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】 建築確認申請書と同じ  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 すべての設計図書

(その他の設計者)

【イ. 資 格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏 名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資 格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏 名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

---

#### 【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

---

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ハ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ハ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

**【5.工事監理者】**

(代表となる工事監理者)

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】 022-0007 【ホ.所在地】 茨城県野田市赤松町下田50番地

【ハ.電話番号】 070-210-1000

【ト.工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】 【ホ.所在地】

【ハ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】 【ホ.所在地】

【ハ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】 【ホ.所在地】

【ハ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

**【6.工事施工者】**

【イ.氏名】 ( )

【ロ.営業所名】 建設業の許可 ( ) 第(般) 号

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

**【7.備考】**

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】			
【2. 住居表示】			
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定 ) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外		
【4. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし		
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】			
【6. 道 路】	【イ. 幅 員】 12.100m 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 9.900m		
【7. 敷地面積】	【イ. 敷地面積】 (1) ( 202.25 m <sup>2</sup> ) ( ) ( ) ( ) (2) ( ) ( ) ( ) ( ) 【ロ. 用途地域等】 ( 準工業地域 ) ( ) ( ) ( ) 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 ( 200% ) ( ) ( ) ( ) 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 ( 60% ) ( ) ( ) ( ) 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 202.25 m <sup>2</sup> (2) ( ) 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200% 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60% 【チ. 備 考】		
【8. 主要用途】	(区分 08010 ) 1戸建ての住宅		
【9. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【10. 建築面積】	(申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 ) 【イ. 建築面積】 ( 78.94 m <sup>2</sup> ) ( ) ( 78.94 m <sup>2</sup> ) 【ロ. 建蔽率】 39.04%		
【11. 延べ面積】	(申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 ) 【イ. 建築物全体】 ( 144.57 m <sup>2</sup> ) ( ) ( 144.57 m <sup>2</sup> ) 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 ( ) ( ) ( ) 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ( ) ( ) ( ) 【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( ) 【ホ. 自動車車庫等の部分】 ( 2.20 m <sup>2</sup> ) ( ) ( 2.20 m <sup>2</sup> ) 【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) 【ト. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) 【チ. 自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( ) 【リ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) 【ヌ. 住宅の部分】 ( 142.37 m <sup>2</sup> ) ( ) ( 142.37 m <sup>2</sup> ) 【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 ( ) ( ) ( ) 【7. 延べ面積】 142.37 m <sup>2</sup> 【7. 容積率】 70.40%		
【12. 建築物の数】	【イ. 申請に係る建築物の数】 1 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0		
【13. 建築物の高さ等】	(申請に係る建築物 ) (他の建築物 ) 【イ. 最高の高さ】 ( 8.500m ) ( ) 【ロ. 階 数】 地上 ( 2 ) ( ) 地下 ( 0 ) ( ) 【ハ. 構 造】 木造 一部 造 【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 【ホ. 適用があるときは、特例の区分】		

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

---

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 平成      年   月   日

【16. 工事完了予定年月日】 平成      年   月   日

---

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)

(第    回) 平成    年   月   日 (                                      )

(第    回) 平成    年   月   日 (                                      )

(第    回) 平成    年   月   日 (                                      )

---

【18. その他必要な事項】

---



付近見取図



---

配置図



---

**（注意）**

**1. 第一面及び第二面関係**

- 1) これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示してください。
- 2) 第一面の5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあつた旨を明示した上で記入します。

**2. 第三面関係**

- 1) 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- 2) 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

建築基準法第15条第1項の規定による

建築工事届  
(第一面)

平成 年 月 日

知事 様

建築主

氏 名  
郵便番号  
住 所  
電話番号

印

工事施工者（設計者又は代理者）

氏 名  
営業所名  
郵便番号  
所 在 地  
電話番号

工事監理者

氏 名  
営業所名  
郵便番号  
所 在 地  
電話番号

建築確認

確認済証番号 第 ERI 号  
確認済証交付年月日 平成 年 月 日  
確認済証交付者 日本E R I 株式会社 代表取締役 馬野俊彦

除却工事施工者

氏 名  
営業所名  
郵便番号  
所 在 地  
電話番号

印

※ 受付経由機関記載欄

(第二面)

【1. 建築主】

- 【イ. 種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村  
(4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人
- 【ロ. 業種】 (1)農林水産業 (2)鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業 (3)製造業  
(4)電気・ガス・熱供給・水道業 (5)情報通信業 (6)運輸業  
(7)卸売業, 小売業 (8)金融業, 保険業 (9)不動産業  
(10)宿泊業, 飲食サービス業 (11)医療, 福祉 (12)教育, 学習支援業  
(13)その他のサービス業 (14)国家公務, 地方公務  
(15)他に分類されないもの
- 【ハ. 資本の額又は出資の総額】 百万円

【2. 敷地の位置】

- 【イ. 地名地番】
- 【ロ. 都市計画】 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域  
(3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域  
(5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 工事予定期間】

平成 年 月 日 から  
平成 年 月 日 まで  
年 月間

【4. 工事種別】

- (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

【5. 主要用途】

- (1)居住専用建築物 ( 01 )  
(2)居住産業併用建築物 ( )  
(3)産業専用建築物 ( )

【6. 一の建築物ごとの内容】

- 【イ. 番号】 ( 01 ) ( ) ( )
- 【ロ. 用途】 (多用途) (多用途) (多用途)  
(1)事務所等 (1)事務所等 (1)事務所等  
(2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗等  
(3)工場, 作業場 (3)工場, 作業場 (3)工場, 作業場  
(4)倉庫 (4)倉庫 (4)倉庫  
(5)学校 (5)学校 (5)学校  
(6)病院, 診療所 (6)病院, 診療所 (6)病院, 診療所  
(9)その他 (9)その他 (9)その他
- 【ハ. 工事部分の構造】 (1)木造 (1)木造 (1)木造  
(2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造  
(3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造  
(4)鉄骨造 (4)鉄骨造 (4)鉄骨造  
(5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造  
(6)その他 (6)その他 (6)その他
- 【ニ. 工事部分の床面積の合計】 ( 144.57 m<sup>2</sup>) ( ) ( )
- 【ホ. 建築工事費予定額】 ( 万円) ( ) ( )
- 【ヘ. 地上の階数】 ( 2 ) ( ) ( )
- 【ト. 地下の階数】 ( 0 ) ( ) ( )

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 202.25 m<sup>2</sup>



(第四面)

---

【1. 主要用途】	(1) 居住専用建築物	(	)
	(2) 居住産業併用建築物	(	)
	(3) 産業専用建築物	(	)
【2. 除却要因】	(1) 老朽して危険があるため	(2) その他	
【3. 構造種別】	(1) 木造	(2) その他	
【4. 建築物の数】			
【5. 住宅の戸数】			戸
【6. 住宅の利用関係】	(1) 持家	(2) 貸家	(3) 給与住宅
【7. 建築物の床面積の合計】			m <sup>2</sup>
【8. 建築物の評価額】			千円

---

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。
- ③ 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

3. 第二面関係

- ① 1欄の「イ」、2欄の「ロ」、4欄及び6欄の「ハ」は、該当する番号を○印で囲んでください。
- ② 1欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。
- ③ 1欄の「ロ」及び「ハ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。
- ④ 1欄の「ロ」は、該当する番号（兼業の場合は、売上高の最も大きいもの）を○印で囲んでください。
- ⑤ 2欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。
- ⑥ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によって区分してください。
- ⑦ 5欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。
- ⑧ 5欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	0 1
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	0 2
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	0 3
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	0 4
他に分類されない居住専用建築物	0 5

- ⑨ 5欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	1 1
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	1 2
	建設業	1 3
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	1 4
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	1 5
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	1 6
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	1 7
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	1 8
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	1 9
	ガス業	2 0
	熱供給業	2 1
	水道業	2 2

情報通信業	通信業	2 3
	放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業	2 4
	映像・音声・文字情報製作業(新聞業及び出版業を除く。)	2 5
	映像・音声・文字情報製作業(新聞業及び出版業に限る。)	2 6
運輸業	鉄道業, 道路旅客運送業, 道路貨物運送業, 水運業, 航空運輸業, 倉庫業, 運輸に附帯するサービス業	2 7
卸売業, 小売業	卸売業, 小売業	2 8
金融業, 保険業	金融業, 保険業	2 9
不動産業	不動産取引業, 不動産賃貸業・管理業(駐車場業を除く。)	3 0
	不動産賃貸業・管理業(駐車場業に限る。)	3 1
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	3 2
	飲食店, 持ち帰り・配達飲食サービス業	3 3
教育, 学習支援業	学校教育	3 4
	その他の教育, 学習支援業(社会教育に限る。)	3 5
	その他の教育, 学習支援業(学習塾及び教養・技能教授業に限る。)	3 6
	その他の教育及び学習支援業(記号3 5及び記号3 6に該当するものを除く。)	3 7
医療, 福祉	医療業, 保健衛生	3 8
	社会保険・社会福祉・介護事業	3 9
その他のサービス業	郵便業(信書便事業を含む。), 郵便局	4 0
	学術・開発研究機関, 政治・経済・文化団体	4 1
	その他の生活関連サービス業(旅行業に限る。)	4 2
	娯楽業	4 3
	宗教	4 4
	物品賃貸業, 専門サービス業, 広告業, 技術サービス業, 洗濯・理容・美容・浴場業, その他の生活関連サービス業(旅行業を除く。), 協同組合, サービス業(他に分類されないもの)(記号4 1及び記号4 4に該当するものを除く。)	4 5
	国家公務, 地方公務	4 6
他に分類されないもの	他に分類されないもの	9 9

⑩ 6欄は、一の建築物(1棟)ごとに記入してください。

⑪ 6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物(1棟)ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、該当する番号を○印で囲んでください。なお、一の建築物中に、2種類以上の用途(既存部分があるときは、その用途を含む。)があるときは、「多用途」を○印で囲み、一番大きい床面積の用途について記入してください。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当する番号を○印で囲んでください。

⑫ 6欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗をいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブ若しくはバーをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は(1)から(6)までに該当しない建築物をいいます。

⑬ 6欄の「ホ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

#### 4. 第三面関係

① 第三面は、建築物が住宅か又は住宅を含むときは、当該建築物ごとに作成してください。

② 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

③ 1欄の「ロ」から「へ」までは、該当する番号を○印で囲んでください。

④ 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであつても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に50平方メートルの居室だけを建築して

も、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

- ⑤ 1 欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金」住宅とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「独立行政法人住宅金融支援機構」住宅とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。
  - ⑥ 1 欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般的には、ツーバイフォー工法といわれるものです。
  - ⑦ 1 欄の「ホ」において、「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
  - ⑧ 一件の建築工事で1欄の「へ」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「ト」及び「チ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。
5. 第四面関係
- ① 第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。
  - ② 1 欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。
  - ③ 1 欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、(注意) 3. ⑧に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。
  - ④ 1 欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、(注意) 3. ⑨に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。
  - ⑤ 2 欄、3 欄及び6 欄は、該当する番号を○印で囲んでください。